

### 3. 河川整備の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備計画の基本理念

## ～ 菊池川のやすらぎと清流を未来へ ～

菊池川の川づくりにあたっては地域の人々、関係機関・自治体との連携のもと、より安全で安心な暮らしを確保するとともに、川を必要とする生きものの棲みかになるような整備を進めていきます。そのような菊池川に慣れ親しみ、ふれあうことによって地域の歴史や文化が育まれ、魅力溢れる菊池川となることを目指して、4本の大きな柱（治水、利水、環境、歴史・文化）に沿った計画を策定し、この目標を達成するために、広報啓発の充実を図り、地域連携のもと、河川管理の協働を進めます。

### ～菊池川のやすらぎと清流を未来へ～

#### 治水

洪水から流域を守る川づくりと地域の防災力向上を目指します。

- ・ 菊池川流域では、過去より、洪水被害が頻発している中、現在でも洪水に対して十分な安全度が確保されていません。そこで、河川整備計画で定めた洪水対策等を行うことで昭和57年7月洪水等と同規模の洪水を菊池川本支川からはん濫させることなく、概ね安全に流下させることができるようになります。
- ・ 洪水時の被害を最小限に抑えるため、迅速かつ確かな防災情報の提供等を行うとともに、災害に強い地域を目指し、自助・共助・公助体制の構築等の危機管理体制の充実を目指します。
- ・ 堤防や水門等の施設の機能及び河道の治水機能を維持するため、的確な管理を行います。

#### 利水

限りある川の恵みを大切にしていきます。

- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に努めていきます。

#### 環境

菊池川らしい河川環境と良好な河川景観、水辺空間を保全・創出し、次世代へ引き継ぎます。

- ・ 菊池川の多様な動植物が生息・生育・繁殖する河川環境と良好な河川景観等を保全します。
- ・ 地域住民の憩いの場となる水辺空間等を地域住民や関係機関と連携しながら創出していきます。
- ・ 水質の保全と向上を地域住民や関係機関と連携しながら進めていきます。
- ・ 菊池川を次世代に引き継いでいくために、学校関係者、自治体、住民団体と連携しながら、河川環境教育等を行います。

#### 歴史・文化

古くから流域住民の生活に密接していた菊池川流域の歴史・文化を継承していきます。

- ・ 菊池川流域で加藤清正の「石はね」、「ハゼ並木」といった現在も受け継がれている歴史、文化を保全し、次世代に継承します。
- ・ 既存の観光資源と連携しながら、新たな歴史、文化、観光が創出される川づくりを目指します。

### 3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の対象区間は菊池川水系の国管理区間とします。



図 3.2.1 河川整備計画（国管理区間）の対象区間

表 3.2.1 計画対象区間（国管理区間）

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
菊池川	左岸:菊池市赤星字寿毛賀1279番地先 右岸:菊池市北宮字居屋敷64番地先	河口	48.1
	〔左岸:菊池市原字中津2923-1 右岸:菊池市原字網立4270-5〕	〔立門取水堰 下流78m〕	(0.3)
繁根木川	左岸:玉名市玉名字西原2297番1地先 右岸:玉名市富尾字平町164番2地先	菊池川への 合流点	3.0
木葉川	左岸:玉名市津留字辻835番地先 右岸:玉名市津留字南口23番1地先	菊池川への 合流点	1.8
岩野川	山鹿市寺島字宮田1363番地先の池田橋下流端	菊池川への 合流点	4.5
合志川	菊池市泗水町豊水字出口4122番1地先の町道橋 (高江久米橋)	菊池川への 合流点	10.1
迫間川	菊池市豊間字前田71番地の市道橋(迫間眼鏡橋)	菊池川への 合流点	9.3
	〔左岸:菊池市班蛇口字大町2688-3 右岸:菊池市班蛇口字穴川2722〕	〔竜門ダム 下流500m〕	(4.69)
上内田川	左岸:菊池市七城町瀬戸口字西前田10番地先 右岸:山鹿市鹿本町石渕字蛇口瀬758番地先	迫間川への 合流点	2.3
鳳来川	菊池市班蛇口字鳳来1811番地の市道橋(鳳来橋)	迫間川への 合流点	(1.2)
河川計			79.1 (6.19)

※ 〔 〕 ダム管理区間は外書き

### 3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 30 年とします。

なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域の社会・経済状況、自然環境状況、河道の状況等に基づき策定したものであり、策定後これらの状況の変化や治水計画、河川環境等に関する新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて点検を行い適宜計画の見直しを行います。

### 3.4 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標

#### 3.4.1 目標設定の背景

菊池川水系では、平成 2 年 7 月の洪水をはじめ、過去から幾度となく洪水による浸水被害を被ってきました。

現在、菊池川では完成している堤防の整備率が約 8 割と高い状況ですが、未だ堤防未整備区間や洪水疎通を阻害している橋梁・固定堰及び流下断面不足となっている箇所が数多くあります。このため、平成 2 年 7 月等の既往洪水が発生した場合、十分な治水安全度が確保できているとはいえません。

菊池川水系河川整備基本方針（以下、基本方針）では、下流部で玉名市街部が形成される玉名地点を基準点とし、基本高水のピーク流量  $4,500\text{m}^3/\text{s}$ （計画規模 1/100）と定め、計画高水流量を  $3,800\text{m}^3/\text{s}$  とし、残りの  $700\text{m}^3/\text{s}$  については既設竜門ダムや新規の洪水調節施設の整備により対応することで、洪水や高潮等による災害の発生の防止または軽減することを目標としています。

この目標に対して、現在の菊池川の治水施設・河道の整備状況では十分ではありません。戦後最大流量である平成 2 年 7 月洪水では基本方針で定めた流量と同規模な洪水であることから、目標として設定した場合は整備計画期間内での実施が難しい状況であり十分な治水安全度が確保できません。

戦後第 2 位となる昭和 57 年 7 月洪水では、菊池川本川においては山鹿市街地を中心に溢水はん濫が発生するなど、中流部で甚大な被害が発生しています。昭和 57 年 7 月洪水が再び発生した場合には、特に中流部において菊池川の流下能力が著しく不足しているため、その上流に位置し、資産、人口が集中している山鹿市街部において甚大な被害が発生するおそれがあります。このため、菊池川水系では中流部の流下能力不足箇所の解消を図り、山鹿市街部に対して治水安全度の向上を最優先の課題としています。

支川においても、本川と同じく昭和 57 年 7 月洪水が再び発生した場合には、合志川などで流下能力が著しく不足しているため、甚大な被害が発生するおそれがあります。

また、有明海に面する下流域では幸いにも高潮被害が発生していませんが、高潮堤防の未整備区間が多く存在するため、高潮による浸水被害の防止が急務です。

菊池川水系の「洪水から流域を守る川づくりと地域の防災力向上」を目指すためには、現在、整備を進めている中流部の河川整備及び山鹿市街部の治水安全度を向上させるための河川整備を早期完了させるとともに、支川の河川整備の促進、高潮堤防整備等、基本方針に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川整備を実施し、適切な河川の維持管理を行い、さらな

る危機管理体制の充実などソフト対策を実施し洪水や高潮による災害の発生の防止または軽減を図ることが重要です。

### 3.4.2 洪水はん濫対策に関する目標

過去の洪水の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、菊池川水系河川整備基本方針で定めた目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることを目標とします。

特に中流部は、上・下流と比較して流下能力が低く、浸水被害が頻発している地区が存在していることから、上流部の改修による洪水時の流量増によって被害を増大させないように留意して整備を進める必要があります。

これらの考えにより、菊池川本支川では戦後第2位相当となる昭和57年7月洪水等を概ね安全に流下させることができるようになります。

表3.4.1 菊池川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
玉名	3,700m <sup>3</sup> /s	100m <sup>3</sup> /s	3,600m <sup>3</sup> /s

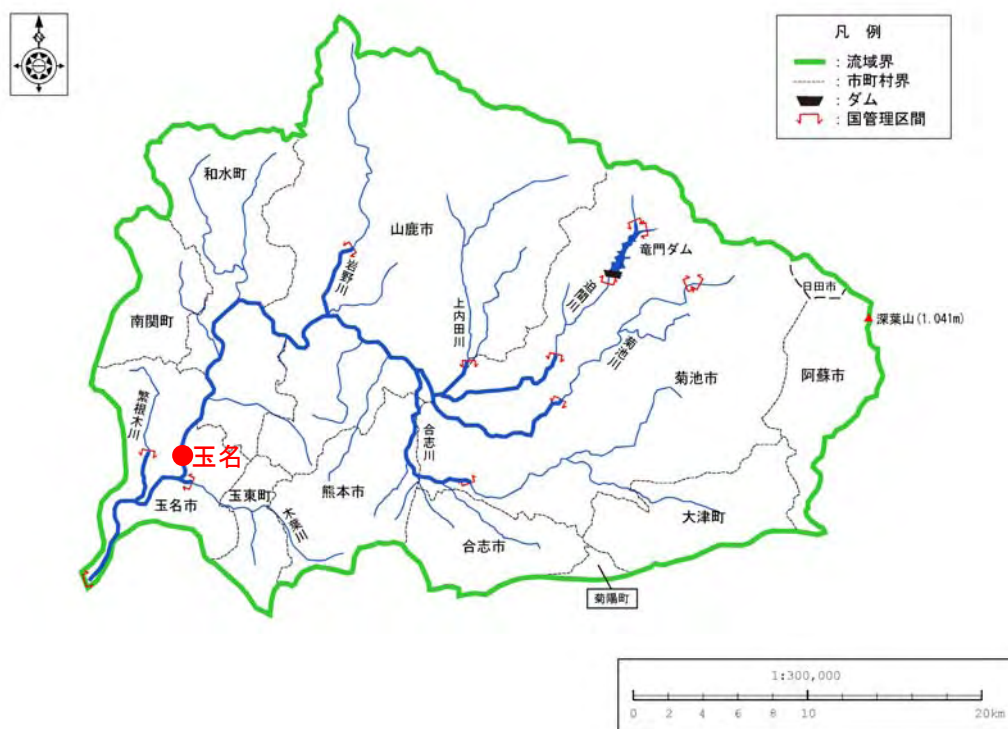


図3.4.1 基準地点「玉名」位置図

### 3.4.3 内水対策に関する目標

内水被害が発生する区域においては、土地利用状況、内水被害状況を踏まえ、地域・市町等と連携・調整を図りつつ、ハード対策とソフト対策を組み合わせた検討・整備を行い、被害の軽減に努めます。

#### 3.4.4 高潮対策に関する目標

高潮対策が必要となる区域においては、過去に日本列島に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風と同規模の台風が菊池川河口の西側を通過した場合に想定される高潮に対して、安全が確保できるように土地利用状況、高潮被害状況を踏まえ対策を実施するとともに、関係機関と調整し、被害の軽減に努めます。

#### 3.4.5 堤防の安全性の確保に関する目標

現在の堤防については、洪水における浸透や侵食、地震に対する安全性の照査を行い、所定の安全度が不足している箇所については対策を実施し、堤防の安全性を確保するよう努めます。また、新たに堤防の築堤等を実施する箇所については、所定の安全性を確保するように整備していきます。

#### 3.4.6 河川の維持管理に関する目標

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止または被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・水門・ダム等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、樹林化に対して適切に管理を行います。

#### 3.4.7 ソフト対策に関する目標

洪水時等における危機管理については、情報を必要とする受け手側である自治体、水防団、住民等の立場に立ち、的確かつわかりやすい情報発信を目指すとともに、自治体等との連携を強化していきます。また、災害時においても迅速な災害復旧等が実施できるように状況把握を迅速かつ的確に実施し、自治体への災害支援についても実施していきます。

### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な水利用に関しては、取水実態等の変化を踏まえ、適正な水利用を目指します。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、山鹿地点において、かんがい期で概ね  $16\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期で概ね  $8\text{m}^3/\text{s}$  の確保に努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利用等の変更に伴い、当該流量は増減することがあります。

### 3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と菊池川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、菊池川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観の保全に努めます。また、重要種であるチスジノリ等をはじめ多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を保全・再生するとともに、住民の憩いの場や河川環境学習の場として地域に親しまれる河川空間を創出し、活力のある菊池川を次世代に引き継ぐよう努めます。

水質については、現状の良好な状況を保全することはもとよりさらなる改善を目指し、流域市町をはじめ各組織が行う水質浄化活動との連携を図ります。